実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年七月八日
防衛大臣　北澤　俊美
日時　平成二十二年七月十五日（予備、同月十六日）の〇六〇〇から一六〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第百七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。
平成二十二年七月八日
中部地方整備局長　富田　英治

(1)　登録年月日　平成二十二年七月一日
(2)　登録番号　中部地方整備局長　11
(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社愛知建築センター
(4)　住所　愛知県安城市横山町浜畔上二十六番地一

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年七月八日
防衛大臣　北澤　俊美
日時　平成二十二年七月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日及び二十一日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

(5)　代表者の氏名　鳥居　敏夫
(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第二号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　愛知県安城市横山町浜畔上二十六番地一
(8)　法第十三条の評価員の氏名　水谷　愼次、大島　博明、村田　彰、水野　文夫
(9)　役員の氏名　鳥居　敏夫、伊藤　元男、河合　慎一、丸山　光夫
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　河合　慎一
(11)　評価の業務を行う区域　愛知県全域

○四国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年七月八日
四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻甲二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	八〇〇～六七〇〇（メートル）	一二・九〇三（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一九〇〇～一〇〇〇	八・九六五	
	前	八〇〇～六七〇〇	一二・九〇三	
	後	一九〇〇～一〇〇〇	八・九六五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年七月八日
九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市博多区堅粕一丁目六七番から同市西区拾六町一丁目四〇番三まで	前	一四・〇〇～三〇・〇〇（メートル）	一〇・三六三（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一四・〇〇～三〇・〇〇	一六・二一五	
	前	六六・二〇～二九四・〇〇	一〇・三六三	
	後	六六・二〇～二九四・〇〇	一六・二一五	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所